

特別養護老人ホームの居室定員基準の緩和により、入所者の経済的負担を軽減



問い合わせ先 鹿児島県保健福祉部介護福祉課

☎ 099-286-2703 ☎ 099-286-5554 🌐 <http://www.pref.kagoshima.jp/ae05/kenko-fukushi/kaihukukazyourei.html>

- ▶ 特別養護老人ホームの入所者の経済的負担の軽減などに配慮し、知事が必要と認める場合は、居室定員を4人以下(国の基準は原則1人)に緩和する県独自の基準を規定した条例を制定
- ▶ 条例においては、他にも、非常災害時の避難計画、虐待防止、報酬などに関する記録の保存期間に係る県独自の基準を規定



◀入所者の経済的負担などを配慮し、条例制定を機に整備した居室定員4人の多床室 ▶県独自の基準に基づき整備された特別養護老人ホーム
▶車いすの入所者も参加した避難訓練の様子

取組の背景 国の基準では、入所者の経済的負担が大きいことが課題に

- 鹿児島県の1人当たり県民所得は国民所得の約9割程度と低く、特にへき地・離島においては全国の約6割と極めて低い。こうした中、特別養護老人ホームの居室の定員が、国の基準では全国一律で原則1人とされており、入所者の経済的負担が大きいことから、個室・ユニット型だけでなく、多床室も認めるよう市町村などから要望があった。
- また、従来、県から事業者に対して、①実効性の高い避難計画の策定、②入所者に対する虐待防止、③報酬などに関する記録の5年間の保存(介護報酬過誤返還などの公法上の債権消滅時効を踏まえたもの)について指導を行ってきたが、明文化された規定はなかった。

取組の概要 「居室定員を4人以下にできる」などの県独自の基準を規定

- 第1次一括法による老人福祉法の改正を踏まえ、低所得の入所者が引き続き入所できるよう、県独自の基準として、一居室当たりの定員について、知事が必要と認める場合は「4人以下とすることができる」旨を条例に規定した(平成25年4月施行)。
- さらに、①非常災害時の入所者の安全確保のために地域の自主防災組織及び近隣住民との連携協力体制の整備に努める、②入所者に対する虐待の防止及び権利擁護に努める、③報酬などに関する記録の保存期間を5年間とする旨を条例に規定した。

取組の成果 入所者の経済的負担や非常災害時の連携体制などを改善

- 条例の制定により、平成25年11月以降、特別養護老人ホーム3施設が改築され、多床室を含む計200床が整備された。これにより、従来の月額個室利用料が34,500円であるのに対し、多床室利用料は25,200円に軽減され、低所得者にも入所しやすいよう配慮したものとなった。
- 多床室の入所者からは、「年金だけでは、ユニット(個室)に入れない」、「利用料金が、個室より多床室の方が比較的安い」、「多床室の方が寂しくなくて安心」、「夜間緊急時、同室者がナースコールなどで職員に教えることができる」などの評価を受けている。
- 非常災害時における地域との連携・協力体制が強化された。例えば、上記の1施設では、年12回以上の避難訓練が実施され、年1回以上、近隣住民を含めた総合防災訓練も実施されている。
- 入所者に対する虐待防止及び権利擁護の重要性について再認識されるとともに、入所者処遇に関する記録の保存期間について、各施設において運営規程が変更されたなどの成果が現れている。

地方分権改革との関連

- 従来、特別養護老人ホームの設備・運営については、老人福祉法に基づく「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(省令)により、全国一律の基準が適用されてきた。
- 平成23年4月の第1次一括法により、老人福祉法が改正され、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」が条例に委任され、居室定員などの基準は「参酌すべき基準」となった。この結果、各地方公共団体(都道府県、指定都市、中核市)が地域の実情に応じた独自の基準を定めることが可能となり、鹿児島県は、平成25年3月、「鹿児島県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」及び「鹿児島県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を制定し、1居室当たりの定員について、知事が必要と認める場合は「4人以下とすることができる」旨などを規定し、県独自の基準を明確化した(平成25年4月施行)。

コラム

高齢者グループホームの居室床面積基準の上乗せにより、ゆとりある生活空間を確保

宇都宮市(栃木県)

- 第1次一括法による介護保険法の改正により、従来、国の基準であった「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」が条例に委任された。
- 宇都宮市は、認知症対応型共同生活介護(グループホーム)の居室の床面積基準について、使い慣れた家具などの設置、車いす・ベッドの利用など、入所者の生活の質を確保するため、国の基準である「7.43㎡以上」を上回る「10.65㎡以上」とし、平成24年12月、「宇都宮市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」を制定した(平成25年4月施行)。
- 条例の制定により、宇都宮市内の20事業所(351床)の高齢者グループホームの平均居室面積は、ゆとりある12.69㎡となっている(平成27年9月現在)。
- 家庭に近い環境が確保されることで、認知症の症状の改善や進行の防止が図られたほか、生活スペースが確保できることで、介護度が高くなっても車いすや介護ベッドを使用した介護の提供により、長期の入居が可能となった。入所者からは、「安心して生活できる場である」との評価を受けている。



市独自の基準に基づき整備されたゆとりある居室

【問い合わせ先】宇都宮市保健福祉総務課 ☎ 028-632-2931